

中小企業のための知的財産セミナー

ソフトウェアの特許セミナー



平成28年7月1日(金)
14:00～17:00 (受付開始:13:40～)

「ソフトウェア特許」や「ビジネスモデル特許」という言葉をよく耳にしますが、実際はどのようなことを指す言葉であるのかよくわからないという方も多いようです。また、ソフトウェア特許は、他の一般的な特許に比べて権利化や権利行使が難しいと言われています。

そこで、本セミナーでは、特許の基礎を理解されているレベルの方を対象に、まず一般的な発明とソフトウェアの発明の共通点及び相違点を検討したうえで、特許として権利化するためにはソフトウェアの発明をどう捉えたらよいのかについて一緒に考えてみたいと思います。

また、いわゆる「ビジネスモデル特許」についても、日本の特許庁の審査状況や日・米・欧の特許庁の基本的な考え方、最近の判例等をご紹介します。この機会に是非ご参加ください。

会 場	(公財)東京都中小企業振興公社3階第1会議室 (東京都千代田区神田佐久間町1-9 産業労働局秋葉原庁舎) 「秋葉原駅」徒歩1分 ※裏面地図参照		
内 容	○ソフトウェアの発明とは？(特許庁の審査基準等) ○ソフトウェアの発明の捉え方 ○ソフトウェア特許の取り扱いに関する実務上の留意点 ○ビジネスモデル特許とは？(特許事例、審査状況等)		
対 象	都内中小企業の方(注1)で、特許の基礎知識を有し、ソフトウェア特許やビジネスモデル特許に関心のある方		
講 師	東京都知的財産総合センター 知財戦略アドバイザー 村石 起佐夫		
定 員	60名(定員になり次第締め切ります)	参 加 費	無 料



(注1)大企業の方は受講をご遠慮頂いております。

また、大企業の関連会社の方、士業の方、都外の方は定員の関係上、受講お申込みをお断りさせて頂く場合があります。

(注2)欠席される場合はなるべく早めにご連絡ください。

事前のご連絡がなかった場合、以降の受講お申込みをお断りさせて頂く場合があります。

(注3)セミナー資料は参加者の方のみにお渡ししております。後日の配布はお断りしておりますので、予めご了承ください。

◆ 申込方法 ◆

裏面の申込書にご記入の上、FAX(03-3832-3659)をお送りください。

当センターホームページ(<http://www.tokyo-kosha.or.jp/chizai/>)からも申込み可能です。

※折り返し受講票をお送りしますので、印刷・ご持参のうえ、当日受付で呈示してください。

お問合わせは、東京都知的財産総合センター セミナー担当まで(電話)03-3832-3656

